「境界問題解決支援センターやまぐち」運営及び費用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、境界問題解決支援センターやまぐち規則(以下「規則」という。) 第5 0条の規定に基づき、境界問題解決支援センターやまぐちの運営及び費用等に関し必要な 事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則において使用する用語の例による。

(受付) <規則第23条第1項、第28条第1項、第46条第1項>

第3条 センターの受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日まで及び本会が特に定める日を除く。

(当事者への通知等)

- **第4条** 当事者に対する通知又は引渡しの方法は、規則に特に定めがあるものを除き、普通 郵便、電話、ファクシミリ、電子メール等の一般的な方法を用いるものとし、期日におい ては口頭又は手交によることができる。
- 2 前項の通知又は引渡しをしたときは、規則第30条第3項(同項を準用する場合も含む。) に定める方法による場合を除き、その内容、通知先若しくは受取人の氏名及びその日時を、 相談事件記録又は手続実施記録に記録しなければならない。

(相談時間及び相談料) <規則第23条第1項>

- 第5条 相談は、原則として1期日1時間以内とする。
- 2 相談料は、1期日15,000円とし、相談期日を申出人に通知後は返還しない。

(申立費用) <規則第28条第1項、第30条第4項>

- 第6条 申立費用は、20,000円とし、申立て受理後は返還しない。
- 2 申立費用は、申立てが不受理となったときは、通知に要した費用その他の実費を差し引いた残額を返還する。申立費用の返還に要する費用は、センターが負担する。

(調停時間及び期日費用) <規則第34条第1項・第5項>

- 第7条 調停時間は、原則として1期日2時間以内とする。
- 2 第1回の期日費用は無料とし、第2回以降の期日費用は1期日、申立人5,000 円、相手方5,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当事者双方の合意により、期日費用の負担割合を決定する ことができる。
- 4 一方の当事者だけで開催する調停期日における期日費用は、自らの負担分のみとする。

(調査・測量費用) <規則第38条第5項>

- **第8条** 当事者は、調停手続において、調査・測量を依頼したときは、その費用を、当該業務の着手前にセンターに予納するものとする。
- 2 センター長は、調査・測量費用の概算見積書を事前に当事者に提示し、あらかじめその 承諾を得なければならない。
- 3 調査・測量費用の負担割合は、当事者間の合意により定めるものとする。
- 4 調査・測量費用は、当該業務終了後遅滞なく精算するものとする。
- 5 調査・測量費用が第1項の予納した金額を超過した場合は、その超過した額について、 第3項に基づく負担割合に応じて当事者が追加納付するものとする。

6 調査・測量費用が第1項の予納した金額の範囲内であるときは、センターは、第3項に 基づく負担割合に応じて、余剰金を当事者に還付する。還付に要する費用は、還付を受け る当事者の負担とする。

(成立費用) <規則第40条第5項>

- **第9条** 当事者は、和解が成立した場合には、和解契約書に署名又は記名押印するまでに、 成立費用として各自50,000円をセンターに納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当事者双方の合意により、成立費用の負担割合を決定する ことができる。

(その他の費用) <規則第24条第3項、第34条第5項>

- 第10条 本会所在地又はセンター長が指定する会場以外で解決手続を実施するときの会場費、相談員又は調停員の旅費その他の解決手続の実施に必要な費用負担が生じる場合は、概算見積を事前に当事者に提示し、予め当事者の同意を得るものとする。
- 2 前項の解決手続の実施に必要な費用の負担割合は、当事者間の合意により定めるものとする。
- 3 第8条第4項から第6項までの規定は、第1項の解決手続の実施に必要な費用の精算に 準用する。

(手数料) <規則第45条第3項>

- **第11条** 規則第45条第3項に規定する閲覧の手数料は、1申請につき1,000円とする。
- 2 規則第45条第3項に規定する写しの交付の手数料は、1申請につき1,000円とし、 写し1枚(A3判まで)につき100円を加算した額とする。
- (相談料、費用及び手数料の支払) <規則第23条第1項、第24条第3項、第28条第 1項、第34条第5項、第38条第5項、第40条第5項、第45条第3項>
- 第12条 当事者からセンターに対する相談料、費用及び手数料(以下「相談料等」という。) の支払いは、規則又はこの規程に特別の定めがあるほかは、事前に現金の持参、現金書留 又はセンターが指定する口座への振込みによって行う。
- 2 当事者は、前項の振込みを行ったときは、これを証する書面をセンターに提示するものとする。
- 3 第1項の支払いに要する費用は、納付する者の負担とする。

(担当相談員及び担当調停員の日当及び報酬) <規則第22条>

- 第13条 センターが担当相談員及び担当調停員に支払う日当及び報酬は、次のとおりとする。
 - (1) 相談日当(1時間以内) 調査士 5,000円、弁護士10,000円
 - (2) 調停日当(1期日2時間以内) 調査士10,000円、弁護士20,000円
 - (3) 成立報酬(1件あたり) 調査士 5,000円、弁護士10,000円

(日当補償) <規則第22条>

第14条 予定された期日に当事者が出席せず、期日が開催されなかった場合において、担当相談員又は担当調停員がセンター長の指定した会場内に待機したときは、前条に定める日当を補償する。

(運営委員の日当) <規則第22条>

第15条 センターが運営委員に支払う日当及び旅費は、本会の役員手当並びに旅費・日当 規程を準用する。

(消費税)

- 第16条 この規程に定める金額には、消費税を含まないものとする。
- 2 この規程に金額の定めのある相談料等並びに日当及び報酬を支払うときは、消費税の額

を加算して支払うものとする。

3 この規程に金額の定めのない費用の概算見積を当事者に提示するときは、消費税の額を含めた金額又は消費税の額を明らかにした金額により行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聞いて、本会の理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日 (平成31年4月8日)から施行する。

この規程の変更は、令和4年3月11日から施行する。